


所管部課	企画財政部 企画課	部長	並木 俊則	
件名	東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市における個人番号の利用等に関する条例		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市における個人番号の利用等に関する条例第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>第1条 趣旨</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条から第19条まで 個人番号を利用する事務手続及び当該事務手続を処理する際に利用する特定個人情報に関する規定。</p> <p>第20条から第22条まで 執行機関間を越えて特定個人情報の提供を求める事務手続及び当該事務手続を処理する際に提供を求める特定個人情報に関する規定。</p> <p>第23条 公表の方法</p> <p>第24条 市長及び他の執行機関の協議</p> <p>第25条 補則</p> <p>(2) 施行日 平成28年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>個人番号を活用して、市民等の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成27年12月15日 東大和市における個人番号の利用等に関する条例 (条例第37号) 可決</p> <p>文書課において審査済み</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに規則制定の手続を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。